

個別施策案について

1 趣旨

現環境基本計画における各施策の達成状況を鑑み、かつ、本市を取り巻く環境問題、社会情勢の変化等を加味し、推進を図る施策を整理するもの

2 設定手順

個別施策の設定に当たっては、「資料2 第二次環境基本計画の指標について」の図1で示す手順と同様とする。

3 現環境基本計画からの主な変更箇所

○ 「施策」と「行動指針」による記載

現環境基本計画では、施策を行動指針内に「施策内容」として記載しているが、第二次環境基本計画では「施策」と「行動指針」に分けて記載する。

○ 施策内容の修正

社会情勢の変化への対応、関連計画への整合性の確保その他の内容の訂正が必要な施策は、必要な修正をし（35 施策）、修正を要さない施策については、継続する（47 施策）。

○ 現環境基本計画の施策の統合

類似する「施策の内容」については、同一施策として統合する（28 施策）。

○ 施策の新規設定

社会情勢の変化への対応、関連計画への整合性の確保その他の内容の刷新が必要な施策は、新たに設定する（10 施策、次頁表2のとおり）。

○ 現環境基本計画の施策の廃止

現時点で施行が見込めない施策については、廃止とする（7 施策）。

表1 二次計画における個別施策（案）の設定状況

○現環境基本計画を一部修正し、設定	35 施策
○現環境基本計画を継承し、設定	47 施策
○現環境基本計画の複数施策を統合し、設定	28 施策
○新規施策として設定	10 施策
<合計>	120 施策
(参考) 現環境基本計画施策数	154 施策
現環境基本計画の内、廃止するもの	7 施策

表2 二次計画において新規に設定する個別施策（案）一覧（1/2）

基本目標	施策テーマ	施策コード	施策	施策内容	担当課	設定理由
1・ 循環型社会の構築	1) 廃棄物の発生抑制	1123	商品の簡易包装の促進	パートナーシップ会議などを通じて関係団体と協議を行い、商店や製造業における商品の簡易包装を促進します。	環境政策課 生活環境課	事業者による「ごみ発生抑制」は重要な取組であり、審議会でも着目されているため、新規施策として追加
		1131	生ごみの発生抑制と減量化の推進	家庭や事業所における「生ごみの発生抑制と減量化」の取組方法や取組事例を「ながのゴミ通信」等で広く発信し、取組意識の向上を図ります。	生活環境課	家庭におけるごみ発生抑制は重要な取組であり、また、事務事業として、実施している施策のため、追加
2・ 活環境の確保 良好な生活	2) 活環境の保全 身近な生活	2223	放置自転車の発生抑制	放置自転車の発生を抑制するための啓発に努めるとともに、自転車等整理区域における巡回指導を実施します。	交通政策課	旧 2223 の一部を分離して、独立した項目として設定
4・ の創造 豊かで快適な環境	1) 創出 身近な緑の保全と	4113	既存緑地の機能向上の検討	既存の公園緑地等を対象に、地球温暖化防止、生物多様性の保全、防災の観点から、現在有する機能をさらに向上させるための方策を検討します。	公園緑地課 環境政策課	既存緑地の質を向上させることが重要と考えられるため、追加
5・ 低炭素社会の構築	1) 省エネルギーの推進	5114	公共交通機関への低公害車の導入促進	乗合バス事業者が行う生活路線バスに用いる低公害バス車両の購入を支援します。	交通政策課	すでに着手済みの事業であり、今後も継続する予定であるため、追記
		5125	省エネ機器やエコカーの普及促進	高効率給湯器や省エネ家電、エコカー（電気自動車、ハイブリッド自動車、低燃費車等）の普及を促進します。	環境政策課	家庭やオフィス等における省エネは温室効果ガス削減のために効果が大きく、極めて重要であるため、追加

表2 二次計画において新規に設定する個別施策（案）一覧（2/2）

基本目標	施策テーマ	施策コード	施策	施策内容	担当課	設定理由
5・ 低炭素社会の構築	2) 再生可能エネルギーの活用	5216	防災拠点への再生可能エネルギーの導入検討	太陽光発電システムや太陽熱利用システム、小型風力発電、蓄電池など災害時の緊急電源となり得るシステムを、各種学校等、防災拠点として想定している施設への積極的な導入を検討します。	危機管理防災課 公園緑地課 環境政策課 教育委員会 総務課	防災拠点において、独立型の電源は重要であり、再生可能エネルギーの導入促進の1つの視点として追加
		5234	企業間の排出量取引やオフセット制度等の活用	市内の企業を対象に、既存のカーボンオフセット制度や、将来的な排出量取引制度などについて、情報提供を行うとともに、参入を支援します。	環境政策課 商工振興課	産業と環境の好循環を実現するため、企業の環境活動への参入を後押しすることが重要と考えられるため、新規施策として追加
		5235	市外の他地域との協働による温室効果ガスの削減の検討	地域間オフセット等、長野市以外の地域（特に都市部）と連携し、温室効果ガスを削減することを検討します。	環境政策課	東京都等の都市部において、地域間連携に対する要望は強く、将来的な取組としては有望と考えられるため、新規施策として追加
6・市民・事業者・行政の連携強化	1) 市民、事業者、行政の協働の推進	6113	企業の環境保全活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> 環境マネジメントシステムに関する情報の提供及び導入支援を行います。 企業が、地域貢献活動やビジネスとして環境保全活動に取り組むために必要な情報を提供します。 	環境政策課 商工振興課	旧6115を統合。 産業と環境の好循環を実現するため、企業の環境活動への参入を後押しすることが重要と考えられるため、新規施策として追加

4 個別施策（事務局案）

次の表3に個別施策（案）を示す

表3 第二次環境基本計画における施策（案）

第二次計画（事務局案）							後期計画（参考）		備考 （新規施策⇒設定理由） （他との統合施策⇒統合コード）	
基本目標	施策テーマ	主な取組	新コード	施策（事務局案）	施策の内容（事務局案）	担当課	旧コード	旧施策内容		
1・循環型社会の構築	1）廃棄物の発生抑制	①ごみの実態を把握及びごみの計画的な減量化	1111	市民参画によるごみ減量化の推進	施策の実施状況や実績数値等については広く市民に公表するほか、まちづくりアンケートやごみ減量モニター制度を活用し、随時、満足度調査や市民意見の募集を行います。	生活環境課	1111	ごみ減量市民モニター制度を導入し、市民参画によるごみの減量化を実施します。		
			1112	多量排出事業所におけるごみ減量取り組みの把握と市道	多量排出事業所におけるごみ減量計画書の提出により計画的な取り組みを促進し、立ち入り調査による指導を行います。	生活環境課	1112	多量排出事業所におけるごみ減量計画書の提出により計画的な取り組みを促進し、立ち入り調査による指導を行います。		
			1113	「ながのエコ・サークル制度」による事業者のごみ減量活動の促進	事業所におけるごみ減量・リサイクルの輪を広げるため、「ながのエコ・サークル」認定制度（ごみの減量・リサイクルに配慮した事業活動に積極的に取り組んでいるお店や事務所などの事業所を長野市が認定する制度）を普及促進するとともに、認定事業所同士の連携強化を図ります。	生活環境課	1113	「ながのエコ・サークル」認定制度を見直しながら普及促進、また認定事業所同士の連携強化を図ります。		
			1114	ごみ有料化制度の適切な運用	ごみの減量化、排出量に応じた公平な負担の観点から導入した「ごみ処理の有料化制度」について、制度の透明性を確保し、適切に運用します。	生活環境課	1114	ごみの減量化、排出量に応じた公平な負担の観点からごみ処理の有料化について検討を進めます。		
		②再使用の促進やごみとなるものを減らす取組	1121	家庭における不用品の再使用の促進	・リサイクルプラザで実施しているリサイクル広場やレインボー広場（不用品の斡旋）等を通じて、家庭における不用品の再使用を促進します。 ・「ながの環境フェア※」（フリーマーケット、再生品の展示、普及啓発）の開催を支援します。 ※「ながの環境フェア」：ごみ減量に取り組むリサイクル団体が構成する実行委員会が企画し、実際のエコ活動を身近に楽しく体験できる場です。	生活環境課 清掃センター	1121	不用になったものをごみとせず再使用を促進していくため、リサイクル広場等を通じて不用品情報交換制度の普及啓発を行います。	旧1123を統合	
			1122	買い物袋持参運動の促進	・買い物袋持参運動を促進するため、市民、商店などに対して啓発を行います。 ・県や他団体の活動にも積極的に協力します。	生活環境課	1122	買い物袋持参運動を促進するため、啓発を行います。		
			1123	商品の簡易包装の促進	パートナーシップ会議などを通じて関係団体と協議を行い、商店や製造業における商品の簡易包装を促進します。	環境政策課 生活環境課	新規		（設定理由）事業者による「ごみ発生抑制」は重要な取組であり、審議会でも着目されているため、新規施策として追加	
								1123	「ながの環境フェア」（フリーマーケット、再生品の展示、普及啓発）の内容の充実を図ります。	1121に統合
		③生ごみのより一層の減量化	1131	生ごみの発生抑制と減量化の推進	家庭や事業所における「生ごみの発生抑制と減量化」の取組方法や取組事例を「ながのゴミ通信」等で広く発信し、取組意識の向上を図ります。	生活環境課	新規			（設定理由）家庭におけるごみ発生抑制は重要な取組であり、事務事業としても実施している施策のため、追加
			1132	生ごみの自家処理の普及促進	・生ごみ減量アドバイザーによる生ごみ減量講座を継続的に開催し、ライフスタイルや地域特性に合った生ごみの自家処理の推進を図ります。 ・生ごみ自家処理機器（コンポスト（堆肥化）容器、電動生ごみ処理機）の購入費補助の継続やダンボール堆肥のPR強化を図ります。	生活環境課	1131	生ごみ減量アドバイザーによる生ごみ減量講座の開催を増やし、ライフスタイルや地域特性に合った生ごみの自家処理の推進を図ります。		
			1133	生ごみの堆肥化と堆肥利用の促進	・生ごみの堆肥化によるごみの減量を促進するとともに、農家等の協力を得ながら、農地や家庭菜園への堆肥利用を促進します。 ・電動生ごみ処理機の処理物（一次生成物）を利用した家庭菜園やガーデンングを誘導し、家庭内での循環型社会を目指します。	生活環境課	1132	生ごみの堆肥化によるごみの減量を進めるため、農地や家庭菜園への利用を促進します。	旧1133を統合	
								1133	生ごみ自家処理機器（コンポスト（堆肥化）容器、電動生ごみ処理機）のPR強化・購入費補助を推進します。	新1132に統合
			1134	生ごみの地域内循環の促進	市内の食品関連事業所等に対し、食品リサイクル法関連の情報提供を行うとともに、補助金等の交付により、生ごみの地域内循環を促進します。	生活環境課	1134	食品リサイクル法関連の情報提供を行うなど、有機性廃棄物の資源化を促進します。		
	2）再資源化	①資源回収	1211	集団資源回収の促進	集団資源回収を促進するため、回収団体への報奨金の交付を継続して行うとともに、回収拠点設置の支援・情報提供を全市域に展開します。	生活環境課	1211	集団資源回収を促進するため、回収団体への報奨金の交付を継続して行うとともに、回収拠点設置の支援・情報提供を全市域に展開します。		
			1212	拠点回収の促進	サンデーリサイクル（大型店舗などでの拠点回収）の拠点や品目の拡大を検討します。	生活環境課	1212	サンデーリサイクル（大型店舗などでの拠点回収）の拠点や品目の拡大を検討します。		
		②再生利用促進のための取り組み	1221	家庭等におけるごみ出しルールの徹底	・市民や事業者のごみ出しルールの徹底を図るため啓発・指導を継続して行います。 ・家庭ごみにおける紙類やプラスチック製容器包装の分別を周知・徹底します。	生活環境課	1221	家庭ごみにおける紙類の分別を周知・徹底します。	1321、1323を統合	
			1222	建設副産物や下水汚泥・し尿処理汚泥等の有効利用の推進	公共工事による廃棄物・残土や建築副産物の有効利用や、下水汚泥及び汚泥焼却灰のセメント原料化、し尿汚泥の堆肥化を継続して実施します。また、再生資源の公共事業などへの積極的な活用を図ります。	下水道施設課 生活環境課 衛生センター	1222	公共工事による廃棄物・残土や建築副産物、下水汚泥・し尿処理汚泥などの有効利用を推進します。また、再生資源の公共事業などへの積極的な活用を図ります。		
			1223	せん定枝等の資源化の推進	庭木、街路樹、緑地におけるせん定枝や刈り取り草などの堆肥化等資源化を推進します。	生活環境課 清掃センター 公園緑地課	1223	街路樹、緑地のせん定枝、刈り取り草などの堆肥化等資源化を検討します。		
			1224	放置自転車のリサイクル化	撤去した放置自転車のうち、引き取りがなく状態のいい自転車については再生利用を図るため、自転車組合にリサイクル自転車として再整備・販売を働きかけます。	交通政策課	1224	放置自転車のリサイクル事業を推進します。		

第二次計画（事務局案）							後期計画(参考)		備考 (新規施策⇒設定理由) (他との統合施策⇒統合コード)		
基本 目標	施策 テーマ	主な取組	新コード	施策 (事務局案)	施策の内容 (事務局案)	担当課	旧コード	旧施策内容			
1・ 循環型 社会の 構築	3 廃棄物 の適正 処理	①産業 廃棄物 等の適 正処理	1311	適正処理のための監視・指導の徹底	・産業廃棄物等の適正処理のための監視・指導を徹底します。 ・産業廃棄物の適正処理を推進するため、産業廃棄物処理事業者の指導・育成を行います。	生活環境課 廃棄物対策課	1311	産業廃棄物等の適正処理のための監視・指導を徹底するとともに、関係機関と連携しながら、不法投棄の監視や撤去の指導などの強化を図ります。	旧1312を統合		
			1312	農業廃棄物の適正処理の促進	農業により排出される残渣や廃プラスチックなどについて、野焼き等を防止するなど、適正処理を促進します。	農政課 生活環境課	1312 1313	産業廃棄物の適正処理を推進するため、産業廃棄物処理事業者の指導・育成を行います。 農業用廃プラスチックの適正処理を促進します。	新1311に統合		
			1313	不法投棄の防止と適正処理	・関係機関と連携しながら、不法投棄の監視や撤去の指導などの強化を図ります。 ・不法投棄パトロールを引き続き実施します。 ・処理が困難な製品については、処理方法の周知を図るとともに製造・販売事業者による回収ルートを構築します。	生活環境課	1321 1322	市民や事業者のごみ出しルールの徹底を図るため啓発・指導を継続して行います。 処理が困難な製品については、処理方法の周知を図るとともに製造・販売事業者による回収ルートを構築します。	新1221に統合 1311の一部、1324を統合		
								1323 1324 1325	プラスチック製容器包装の分別の徹底について啓発します。 不法投棄パトロールを引き続き実施します。 放置自動車などへの対応を引き続き実施します。	新1221に統合 新1221に統合 新2223に統合	
			1321	ごみ処理施設等の計画的な整備の推進	ごみの焼却施設や最終処分場などの計画的な整備を進めるとともに、老朽化施設の更新・改修に取り組みます。	生活環境課 清掃センター	1331	排出されるごみの適正処理を推進するため、ごみの焼却施設や最終処分場などの計画的な整備を進めるとともに、老朽化施設の更新・改修に取り組みます。			
			1322	ごみの広域処理の推進	・長野地域広域市町村圏におけるごみ処理を、関係市町村と連携を図りながら推進します。 ・長野広域連合が設置するごみ焼却施設建設に対する取り組みを推進します。	生活環境課	1333	長野地域広域市町村圏におけるごみ処理、し尿処理の広域化計画を、関係市町村と連携を図りながら推進します。	旧1334を統合		
		②ごみ 処理 施設等 の計 画的 な 整 備	1323	適切なし尿処理の推進	し尿処理量が減少しているため、処理施設の適正配置を検討します。	生活環境課	1334 1335	長野広域連合が設置するごみ焼却施設建設に対する取り組みを推進します。 し尿処理量が減少しているため、処理施設の適正配置を検討します。	新1332に統合		
			2111	計画的な環境監視の実施	大気、水質などの環境監視を計画的に行い、環境汚染の防止・低減に努めます。	環境政策課	2111	大気、水質などの環境監視を計画的に行い、環境汚染の未然防止に努めます。			
		2・ 良好な 生活環 境の確 保	1 環境汚 染対策	①大気 汚染 体制・ 水質汚 濁の充 実	2112	工場・事業所からの環境負荷の適正管理と改善の推進	工場・事業所への立入検査や適正管理・改善のための指導などの充実を図るなど、幅広い対策を推進します。	環境政策課	2112	工場・事業所への立入検査や適正管理・改善のための指導などを強化するとともに、未規制事業所に対する規制の検討、その他幅広い対策を推進します。	
					2113	事業者と住民間の良好な関係の構築支援	事業者と周辺住民との間の公害防止協定の締結など、事業者と住民間の良好な関係を築くための支援を行います。	環境政策課	2113 2121	事業者と周辺住民との間の公害防止協定の締結など、事業者と住民間の良好な関係を築くための支援を行います。 生活排水による公共用水域への汚濁負荷を減らすため、地域の特性に応じて公共下水道や農業集落排水施設等を計画的に整備し、全戸水洗化を進めます。	
					2121	全戸水洗化の推進	生活排水による公共用水域への汚濁負荷を減らすため、地域の特性に応じて公共下水道や農業集落排水施設を計画的に整備するとともに、戸別浄化槽事業区域内における浄化槽の設置を促進することにより、全戸水洗化を進めます。	下水道建設課 環境政策課	2122	合併浄化槽整備区域内における合併浄化槽の設置を促進するとともに、単独浄化槽から合併浄化槽への転換の指導を行います。	旧2123を統合
				②生活 排水 対策 による 水質 汚濁の 防止	2122	合併浄化槽の設置及び適正管理の促進	合併浄化槽などの適正な管理・清掃に関する指導や啓発を行います。		2123	合併浄化槽などの適正な管理・清掃に関する指導や啓発を行います。	
					2123	家庭における生活排水の汚濁負荷低減の取組の普及啓発	台所や洗濯などの排水による汚濁負荷低減のための啓発を進めます。	生活環境課 業務課	2124	台所や洗濯などの排水による汚濁負荷低減のための啓発を進めます。	
					2131	有害化学物質の計画的な監視と公表の実施	・有害化学物質による環境汚染の未然防止及び汚染後の迅速な対応を図るため、継続的な環境監視を行うなど、その実態把握に努め、調査や測定の結果を積極的に公表します。 ・ダイオキシン類などの発生の仕組みなどについて情報提供を行います。	環境政策課	2131	有害化学物質による環境汚染の未然防止及び汚染後の迅速な対応を図るため、継続的な環境監視を行うなど、その実態把握に努め、調査や測定の結果を積極的に公表します。	旧2133を統合
2132	事業者による有害化学物質の使用、排出、移動等に関する情報提供の実施				事業者による有害化学物質の使用や、排出、移動などの情報について、既存制度（PRTR・MSDS制度）を活用して情報提供します。	環境政策課	2132 2133	事業者の有害化学物質の環境調査の結果などの情報提供を行います。（PRTR・MSDS制度） ダイオキシン類などの発生の仕組みやごみの適正な処理方法などについて情報提供を行います。	一部新2131に統合 一部1221に統合		

第二次計画（事務局案）							後期計画（参考）		備考 （新規施策⇒設定理由） （他との統合施策⇒統合コード）	
基本 目標	施策 テーマ	主な取組	新コード	施策 （事務局案）	施策の内容 （事務局案）	担当課	旧コード	旧施策内容		
2・ 良好な生活環境の確保	2 身近な生活環境の保全	①生活型公害の未然防止	2211	生活型公害の防止と適切な対策の推進	・日常生活や事業の操業などにより発生する騒音や悪臭などの生活型公害について、発生源に対して助言や指導及び監視を行うとともに、広報やその他の機会を通じてこれらの未然防止のための啓発を行います。 ・生活型公害の苦情相談体制を充実します。	環境政策課	2211	日常生活に伴う騒音や悪臭などの発生源に対する助言や指導を行うとともに、広報やその他の機会を通じてこれらの未然防止のための啓発を行います。	旧2212を統合	
			2212	光害防止の啓発	夜間照明の一斉消灯（ライトダウンキャンペーン）など、光害に関心をもってもらうため、スターウォッチング（星空観察会）を定期的に開催します。	環境政策課	2212 2213	生活型公害の発生源への指導とその後の監視、情報提供など、苦情相談体制を充実します。 適切な照明の使い方のガイドラインをつくり、啓発を行うとともに、夜間照明の一斉消灯（ライトダウンキャンペーン）などを実施します。また、光害に関心をもってもらうため、スターウォッチング（星空観察会）を定期的に開催します。	新2211へ統合	
		②環境美化に関する意識の啓発及び指導の徹底	2221	まちの美化の推進	・「長野市ポイ捨て等を防止し、ごみのないきれいなまちをつくる条例」に基づき、ポイ捨てなどの防止に向けた意識の啓発及び指導を行うとともに、ゴミゼロ運動などを促進します。 ・ゴミゼロ運動や環境美化キャンペーン、調査研究等を補助し、清掃ボランティアの育成を図ります。 ・ポイ捨て等防止看板の設置など地域と連携してまちの美化に関する意識を高めるための啓発に努めます。	環境政策課	2221	ゴミゼロ運動などの環境美化活動を促進するとともに、環境教育及びメディアを通じて環境美化意識の高揚を図ります。	旧2222、旧2224を修正して統合	
			2222	空き地の適正管理の実施	市街地における空き地の適正管理を指導し、安全でキレイなまちを維持します。	環境政策課	2222 2223	清掃ボランティアの育成・支援を図ります。 市街地における空き地の適正管理の指導や放置自転車の指導・撤去を徹底します。	新2221へ統合 一部、新2225へ移動	
			2223	放置自転車の発生抑制	放置自転車の発生を抑制するための啓発に努めるとともに、自転車等整理区域における巡回指導を実施します。	交通政策課	新規	2224	ポイ捨て防止看板の設置など地域と連携して環境美化の啓発に努め	新2221へ統合 旧2223の一部を分離して、独立した項目として設定
			3111	市域の自然環境に関する継続的な調査の実施と基礎情報の整備の推進	市内の幅広い自然環境について、自然環境保全推進委員制度を活用して、計画的かつ継続的な調査を実施し、自然環境に関する基礎情報の整備を推進します。	環境政策課	3111	市内の幅広い自然環境について、自然環境保全推進委員制度を活用して、計画的かつ継続的な調査を実施し、自然環境に関する基礎情報の整備を推進します。		
			3112	市民への情報の提供と市民による調査の実施	自然環境に関する情報を地域の自然マップのような利用しやすい形で市民に提供します。また、市民参加による身近な自然環境調査の実施について検討します。	環境政策課	3112	自然環境に関する情報を地域の自然マップのような利用しやすい形で市民に提供します。また、市民参加による身近な自然環境調査の実施について検討します。		
3113	アメリカシロヒトリ防除対策事業	農業に影響を及ぼす外来種の実態を市民に周知し、外来種の一斉駆除月間の設定など、適切な対応を図ります。	農政課	3113	地域の生態系、農林業に影響を及ぼす外来種の実態を市民に周知し、外来種の一斉駆除月間の設定など、適切な対応を図ります。					
3・ 質の高い自然環境の確保	1 生物多様性の確保	①生態系の保全による生物多様性の確保	3114	飯綱高原の復元事業の継続的な実施とそれを活用した自然環境に親しめる場と機会の創出	・飯綱高原において、自然環境の保全、活用、復元などの技術について調査、研究を推進します。 ・飯綱高原の実験林を活用して、自然に親しめる場を保全・整備し、関係機関や地域の専門家、市民団体などとの連携により観察会・学習会などを実施します。	環境政策課	3114 3115	自然環境の保全、活用、復元などの技術について調査、研究を推進します。 自然に親しめる場を保全・整備し、またそれらに関する情報の提供を推進するとともに、関係機関や地域の専門家、市民団体などとの連携により観察会・学習会などを実施します。	新3114に統合 旧3114、旧3116を統合	
			3115	野生鳥獣被害の防止と対策の推進	農作物等への野生動物による被害について、その状況を把握し、集落ぐるみで総合的な防止対策を推進します。	農政課	3116 3117	実験林の整備や原生種育成事業を、環境学習や自然体験の場や機会としての活用を含めた総合的な自然復元事業として推進します。 人や農作物に危害を加える動物への対応策について、関係者を交えて幅広く検討します。	新3115に統合	
			3121	希少動植物の保全・保護	・市内における希少動植物の分布状況を把握し、その保護方策について検討を行います。 ・公共工事等に際しては、希少動植物の生息に影響がないよう配慮します。	環境政策課	3121	希少動植物について調査を実施し、保護を図ります。	旧3122、3121を統合	
			3122				3122	合併町村の希少な動植物などの分布状況を含め、環境資源について調査・整理し、「大切にしたい長野市の自然」を改訂します。	新3121に統合	
			3123				3123	公共工事にあたっては、「大切にしたい長野市の自然」を活用するなど、希少動植物の生息に影響がないよう配慮します。	新3121に統合	
		3131	自然環境に配慮した適切な開発への誘導	市の土地利用に係る各種計画に基づき、周辺の自然環境及び各地域の計画・位置付けに応じた適正な土地利用への誘導を図るとともに、関連の法令や要綱などの適切な運用により、開発事業に対する規制・指導を徹底します。	建築指導課 都市計画課 環境政策課	3131	市の土地利用に係る各種計画に基づき、周辺の自然環境及び各地域の計画・位置付けに応じた適正な土地利用への誘導を図るとともに、関連の法令や要綱などの適切な運用により、開発事業に対する規制・指導を徹底します。			
		3132	自然環境保全地域の指定推進	特に自然環境の保全が必要な地域については、自然環境保全地域に指定するなど、適切に対応します。	環境政策課	3132 3133	特に自然環境の保全が必要な地域については、自然環境保全地域に指定するなど、適切に対応します。 自然環境保全地域以外での開発に対して、環境への事前配慮を行うための仕組みとして、ミニアセスメントの制度導入について検討します。	削除		

第二次計画（事務局案）							後期計画（参考）		備考 （新規施策⇒設定理由） （他との統合施策⇒統合コード）	
基本 目標	施策 テーマ	主な取組	新コード	施策 （事務局案）	施策の内容 （事務局案）	担当課	旧コード	旧施策内容		
3・ 質の高い自然環境の確保	保 全 と 森 林 ・ 農 業 の 農 地 の 活 性 化	① 里 山 の 保 全	3211	里山保全策の検討	里山の保全に関する調査を実施し、動植物や人々との関わり方の現状と推移を明らかにします。	森林整備課	3211	里山の保全に関する調査を実施し、動植物や人々との関わり方の現状と推移を明らかにし、保全策を検討します。		
			3212	里山整備にかかわる民間団体の育成・支援	里山の整備に関わる民間団体・企業等の育成・支援を進めます。	環境政策課 森林整備課	3212	里山の整備に関わる民間団体の組織化を図ります。		
			3213	里山に親しむ場と機会の創出	里山に親しむ場と機会を創出し、里山の大切さを普及・啓発します。	森林整備課	3213	里山に親しむ場を創出し、里山の大切さを普及・啓発します。		
	2 森 林 ・ 農 地 の 保 全 と 農 林 業 の 活 性 化	② 森 林 資 源 の 保 全 ・ 活 用	3221	森林の計画的な保全・整備・活用の推進	「長野市森林整備計画」に基づいて、間伐等を適切に行うなど、計画的に森林の保全・整備・活用を進めます。	森林整備課	3221	「長野市森林整備計画」に基づいて、計画的に森林の保全・整備・活用を進めます。		
			3222	保安林指定の推進	森林の保全と公益的機能を高めるため、公的管理を推進すべき森林の保安林指定を進めます。	森林整備課	3222	森林の保全と公益的機能を高めるため、公的管理を推進すべき森林の保安林指定を進めます。		
			3223	森林の安定的かつ健全な利用の推進	・森林の持つ多様な公益的機能を維持しつつ、林業の振興・活性化を促進するため、林道・作業道の整備や、高性能林業機械の導入を図り、森林組合などと連携して、資源を持続的に利用します。 ・地域材の安定的な供給体制づくりと利活用を促進します。	森林整備課	3223	森林の持つ多様な公益的機能を維持するため、森林組合などと連携しつつ、その資源を持続的に利用します。	旧3224、3225を統合	
							3224	経営基盤の強化を図り、林業の振興・活性化を促進します。	新3223に統合	
							3225	地域材の安定供給の体制づくりと活用・普及の促進を図ります。	新3223に統合	
			3224	森林病害虫や野生鳥獣による森林被害の防止	松くい虫等の森林病害虫や野生鳥獣による森林等被害の防止対策を行います。	森林整備課	3226	病害虫や野生鳥獣による森林被害の防止対策を行います。		
			3225	森林体験の促進	森づくり体験など市民参加の機会を充実します。	森林整備課	3227	森づくり体験など市民参加の機会を充実します。		
			3231	農地による環境保全機能の維持・向上	長野農業振興地域整備計画に基づき、農地の保全による洪水防止や水資源のかん養など環境保全機能の維持・向上を図ります。	農政課	3231	農地の保全による洪水防止や水資源のかん養など環境保全機能の維持・向上を図ります。		
			3232	地産地消の推進	学校給食、保健福祉施設等における地域食材の利用促進、特産品づくりの促進、農産物直売所の支援、地元農産物に関する情報提供、地産地消のPR等により地産地消を推進します。	農政課	3232	学校給食、保健福祉施設等における地域食材の利用促進、特産品づくりの促進、農産物直売所の支援、地元農産物に関する情報提供、地産地消のPR等により地産地消を推進します。		
			3233	新規就農者の支援	農協など関係機関と連携し、農業後継者、及び新規就農者の確保・育成など農業経営基盤の強化を図ります。	農政課	3233	農協などと連携しつつ、農業後継者や農業経営体の育成・確保など農業経営基盤の整備強化を図ります。		
	3234	環境にやさしい農業の促進	農業や化学肥料などへの依存度を減らし、環境負荷の低減を目的とした環境にやさしい農業を促進します。	農政課	3234	農業や化学肥料などへの依存度を減らし、環境負荷の低減を目的とした環境にやさしい農業を促進します。				
	3235	都市と農村の交流による農地の有効活用の促進	市民農園や都市住民との体験交流、及び食育の場として活用し、中山間地域が持つ魅力を活かした農地の有効利用を促進します。	農政課	3235	中山間地域の自然と風土を活かした農地の有効利用を促進するとともに、市民農園などとしての活用を図り、都市住民との交流の場や教育の場として活用します。				
	3236	耕作放棄地の有効活用の促進	耕作放棄地において景観作物の栽培を奨励、及び所有者と他の農業者の仲介を行うなど、農地環境の保全を図ります。	農政課	3236	耕作放棄地において景観作物の栽培を奨励したり、所有者と他の農業者の仲介を行うなど、農地環境の保全を図ります。				
	4・ 豊かで快適な環境の創造	1 身 近 な 緑 の 保 全 と 創 出	① 市 街 地 に お け る 緑 の 保 全 ・ 創 出 の 推 進 に よ る 、 郊 外 へ と つ な が る 緑 の ネ ッ ト ワ ー ク の 形 成	4111	市街地における緑の保全・創出の推進	「長野市緑を豊かにする計画」に基づき、市街地における緑の保全・創出に向けた総合的な取り組みを推進します。	公園緑地課	4111	「長野市緑を豊かにする計画」に基づき、市街地における緑の保全・創出に向けた総合的な取り組みを推進します。	
				4112	「緑のネットワーク」の形成推進	都市緑化の核となる緑豊かな公園の整備、街路樹、緑道の整備やオープンスペースなどを活用した緑地の整備を推進し、緑の拠点とそれらを結ぶ带状の緑（沿道の街路樹、小河川・水路・小川の緑など）で構成される緑のネットワークの形成を目指します。	公園緑地課	4112	都市緑化の核となる緑豊かな公園の整備、街路樹、緑道の整備やオープンスペースなどを活用した緑地の整備を推進し、緑の拠点とそれらを結ぶ带状の緑（沿道の街路樹、小河川・水路・小川の緑など）で構成される緑のネットワークの形成を目指します。	
				4113	既存緑地の機能向上の検討	既存の公園緑地等を対象に、地球温暖化防止、生物多様性の保全、防災の観点から、現在有する機能をさらに向上させるための方策を検討します。	公園緑地課 環境政策課	新規		既存緑地の質を向上させることが重要と考えられるため、追加
				4114	緑化義務基準の適切な運用	市内の緑化の現状・ニーズを考慮し、緑化義務基準の見直しを検討します。	公園緑地課	4113	市内の緑化の現状・ニーズを考慮し、緑化義務基準の見直しを検討します。	
4115				公共施設等の緑化促進	学校やその他の公共施設における緑化を推進し、併せてビオトープの整備を進めます。	公園緑地課	4114	学校やその他の公共施設における緑化を推進し、併せてビオトープの整備を進めます。		
							4115	地域住民との連携による公園や街路樹などの適切な維持管理を推進します。	新4121に統合	
4116				保存樹木・樹林の保存	保存樹木・樹林の指定や管理補助金の交付、保存樹木などの地図・冊子などの作成を行うとともに、緑の大切さの啓発を推進します。	公園緑地課	4116	保存樹木・樹林の指定や管理補助金の交付、保存樹木などの地図・冊子などの作成を行うとともに、緑の大切さの啓発を推進します。		
4117				植栽木等への在来種の使用推進	公共施設や街路樹の植栽として、地域に根ざした在来種を用います。	公園緑地課	4117	公共施設や街路樹の植栽として、地域に根ざした在来種を用います。		
② 管 理 化 や 支 援 の 充 実			4121	地域住民と関係した緑地の維持管理の推進	地域住民や関係団体との連携による公園や街路樹などの適切な維持管理を推進します。	公園緑地課	4121	地域の緑を保全・維持管理する団体等に対する支援策を検討します。	旧4115を統合	
			4122	緑化に関する補助制度の検討	家庭や工場・事業所などにおける緑化への取り組みを促進するため、壁面・屋上緑化への補助制度の導入を検討します。	公園緑地課 商工振興課	4122	家庭や工場・事業所などにおける緑化への取り組みを促進するため、壁面・屋上緑化への補助制度導入を検討します。		

第二次計画（事務局案）						後期計画（参考）		備考 （新規施策⇒設定理由） （他との統合施策⇒統合コード）	
基本 目標	施策 テーマ	主な取組	新コード	施策 （事務局案）	施策の内容 （事務局案）	担当課	旧コード	旧施策内容	
4・ 豊か で快 適な 環境 の創 造	2 良 好 な 水 辺 の 形 成	① 水 の 有 効 利 用 と 健 全 な 水 循 環 の 確 保	4211	家庭等における節水や雨水の有効利用の促進	・家庭や事業所における節水対策や雨水などの利用を促進するための普及啓発や情報提供を行います。 ・特に、雨水貯留施設の普及を促進します。	環境政策課 河川課	4211	家庭や事業所における節水対策や雨水などの利用を促進するための普及啓発や情報提供を行います。	旧4212を統合
			4212	適切な水循環の保全	・雨水の地下浸透量を維持・確保するため、農地の保全や自然植生の回復、緑化や土壌面の確保を図ります。 ・水源の涵養や山地災害の防止のため、森林の保全に努めます。 ・建築物から流出する雨水は、地下浸透方式または貯留槽による一時貯水方式による処理を図るとともに、駐車場などにおける浸透性舗装の導入を推進します。	森林整備課 農政課	4212 4221	雨水貯留施設の普及を促進します。 雨水の地下浸透量を維持・確保するため、森林・農地の保全や自然植生の回復を図るとともに、緑化や土壌面の確保を図ります。	新4211と統合 旧4222を統合
			4213	地下水の保全	地下水量を確保するため、地下水位の監視や揚水量の監視・指導を行います。	環境政策課	4222 4223	建築物から流出する雨水は、地下浸透方式または貯留槽による一時貯水方式による処理を図るとともに、駐車場などにおける浸透性舗装の導入を推進します。 地下水量を確保するため、地下水位の監視や揚水量の監視・指導を行います。	新4212に統合
			4214	湧水の保全	・人と水との関わりの拠点として湧水の保全・活用を図ります。 ・地下水質の監視を行い、環境汚染の防止に努めます。	環境政策課	4224 4225	人と水との関わりの拠点として湧水の保全・活用を図ります。 湧水の水質・水量の調査を行い、上流域の保全を図ります。	旧4225を統合
			4221	中小河川等における生態系豊かな親水空間の整備推進	・中小河川や用水などについて、良好な水辺環境を保全・復元し、市民が自然に親しむことのできる生態系豊かな親水空間の整備を図ります。 ・堤外地の多様な自然の確保や自然散策路・遊歩道の整備などを行うとともに、自然型護岸、せせらぎ水路などの多自然型水辺づくりを推進します。	河川課	4231 4232	中小河川や用水などについて、良好な水辺環境を保全・復元し、市民が自然に親しむことのできる生態系豊かな親水空間の整備を図ります。 堤外地の多様な自然の確保や自然散策路・遊歩道の整備などを行うとともに、自然型護岸、せせらぎ水路などの多自然型水辺づくりを推進します。	新4214に統合 旧4232を統合
			4222	大河川における関係機関（国、県など）との連携、協力の実施	千曲川、犀川、裾花川などの大河川については、国や県などの関係機関との連携と協力により、良好な水辺空間を創出します。	河川課 環境政策課	4233	千曲川、犀川、裾花川などの大河川については、国や県などの関係機関との連携と協力により、良好な水辺空間を創出します。	
		4223	市民等による水辺環境の維持管理活動の支援	市民・事業者による水辺の清掃や維持管理活動に対する支援を充実し、良好な水辺環境の維持管理を促進します。	河川課 維持課	4234	市民・事業者による水辺の清掃や維持管理活動に対する支援を充実し、良好な水辺環境の維持管理を促進します。		
		③ 水 辺 の 自 然 環 境 の 保 全 、 親 水 空 間 の 復 元 ・ 創 出 の 推 進	4311	長野市景観計画に基づく景観の保全	景観法のもと、「長野市の景観を守り育てる条例」に基づく「長野市景観計画（仮称）」を適切に運用して、大規模行為に対する景観配慮や広告看板の適正化など、市域景観を保全します。	まちづくり推進課	4311	景観法に基づき、「長野市の景観を守り育てる条例」を見直し、「長野市景観計画（仮称）」の策定を行います。	旧4313、4315を統合
			4312	市民や事業者の景観保全活動への支援の実施	良好な景観形成に対する市民や事業者の自主的な取り組みを支援します。	まちづくり推進課	4312	良好な景観形成に対する市民や事業者の自主的な取り組みを支援します。	
			4313	景観に関わる計画や協定の締結支援の実施	地区計画の策定や建築協定・景観協定の締結を支援・指導します。	都市計画課 まちづくり推進課	4313 4314	大規模行為に対する景観配慮を指導します。 地区計画の策定や建築協定・緑化協定の締結を支援・指導します。	新4311に統合
			4321	歴史的な文化財の保存とそれを活用した景観整備の推進	市内に点在する指定文化財（史跡名勝天然記念物等）や伝統的建造物などの保存・修復や維持管理・活用、周辺地域を含めた景観整備を行います。	文化財課	4321	市内に点在する指定文化財（史跡名勝天然記念物等）や伝統的建造物などの保存・修復や維持管理・活用、周辺地域を含めた景観整備を行います。	
			4322	文化財の指定や登録の推進	新たな文化財の指定や文化財登録制による伝統的建造物の登録を行います。	文化財課	4322	新たな文化財の指定や文化財登録制による伝統的建造物の登録を行います。	
	4323		街なみ環境整備事業の推進	善光寺周辺や松代などの歴史的景観・街並みの保全・活用を図るため、「街なみ環境整備事業」により、整備を進めるとともに「長野市伝統環境保存条例」に基づき、指定地域での伝統的街並みなどの保存活動への助成を行います。	まちづくり推進課	4323 4324	善光寺周辺や松代などの歴史的景観・街並みの保全・活用を図るため、「街なみ環境整備事業」により、整備を進めるとともに「長野市伝統環境保存条例」に基づき、指定地域での伝統的街並みなどの保存活動への助成を行います。 善光寺の鐘に代表される良好な音環境の保全を展開します。	新4324に統合	
	3 良 好 な 街 並 み の 形 成	② 歴 史 的 ・ 文 化 的 遺 産 や 環 境 の 保 全	4324	歴史性をふまえたまちづくりの推進	歴史的に重要な役割を果たしてきた地区について、その歴史性をふまえたまちづくりを推進します。	まちづくり推進課 都市計画課	4325	歴史的に重要な役割を果たしてきた地区について、その歴史性をふまえたまちづくりを推進します。	旧4324を統合
			4326	自然景観の保全	地域に親しまれている棚田などの優れた自然景観の把握を行うとともに、地域住民との連携によりその保全を図ります。	環境政策課 農政課	4326	地域に親しまれている棚田などの優れた自然景観の把握を行うとともに、地域住民との連携によりその保全を図ります。	
			4331	コンパクトなまちづくりの推進	環境負荷の少ないコンパクトシティの考えを取り入れた都市づくりを推進します。	まちづくり推進課 都市計画課	4331	環境負荷の少ないコンパクトシティの考えを取り入れた都市づくりを推進します。	
			4332				4332	土地区画整理事業や市街地再開発事業などにおいては、自然環境に配慮しつつ、緑や景観などアメニティー（快適環境）の創出に努めます。	削除

第二次計画（事務局案）						後期計画（参考）		備考 （新規施策⇒設定理由） （他との統合施策⇒統合コード）	
基本 目標	施策 テーマ	主な取組	新コード	施策の内容 （事務局案）	担当課	旧コード	旧施策内容		
5・ 低炭素社会の構築	1） 省エネルギーの推進	① 公共施設等における省エネルギーの取組	5111	省エネルギーの推進	エネルギー使用の見える化と省エネルギー行動、トップランナー機器普及の啓発を推進します。	環境政策課	5111	省エネルギービジョンの重点施策を計画的に推進します。	
			5112	公共施設の省エネルギー化の推進	・長野市環境マネジメントシステムに基づいて、公共施設のエネルギー使用量の把握や、省エネルギー行動の推進などにより、省エネ法に基づく削減義務達成を目指します。 ・公共施設について積極的にE S C O事業の導入や省エネルギー改修に取り組みます。	環境政策課	5112	公共施設について積極的にE S C O事業の導入や省エネルギー改修に取り組みます。	
			5113	公用車への低公害車の導入推進	公用車に低公害車を計画的に導入します。	管財課	5113	公用車に低公害車を計画的に導入します。	
			5114	公共交通機関への低公害車の導入促進	乗合バス事業者が行う生活路線バスに用いる低公害バス車両の購入を支援します。	交通政策課	新規		すでに着手済みの事業であり、今後も継続する予定であるため、追記
		5121	市販環境家計簿の普及促進	市販環境家計簿の「エコに地球（アース）DAY!」の普及により、家庭での省エネルギーに向けて一層の啓発を進めます。	環境政策課	5114	環境家計簿の普及と活用を図るとともに、あらゆる機会を通じて、家庭での省エネルギーに向けた普及啓発を進めます。		
							5115	事業所における環境マネジメントや製品のライフサイクルアセスメント（L C A）の導入に向けた情報提供や啓発を行います。	削除
		5122	住宅やオフィスの省エネルギー化の促進	省エネルギー住宅、省エネルギーオフィスの建設を促進するためPRを行います。	環境政策課	5116	省エネルギー住宅、省エネルギーオフィスの建設を促進するためPRを行います。		
		5123	事業者の環境保全活動の推進	「ながのエコ・サークル」の対象に省エネルギー活動を含めるなど、制度の拡大を検討し、事業者の環境保全活動を促進します。	環境政策課	5117	「ながのエコ・サークル」の対象に省エネルギー活動を含めるなど、制度の拡大を検討し、事業者の環境保全活動を促進します。		
		5124	エコドライブの推進	アイドリングストップや急加速、急停止の抑制など、エコドライブを推進します。	環境政策課	5125	エコドライブを推進します。	旧5125から移動	
		5125	省エネ機器やエコカーの普及促進	高効率給湯器や省エネ家電、エコカー（電気自動車、ハイブリッド自動車、低燃費車等）の普及を促進します。	環境政策課	新規		家庭やオフィス等における省エネは温室効果ガス削減のために効果が大きく、極めて重要であるため、追加	
		5131	モビリティ・マネジメント*の実施と公共交通機関の利用促進	県下一斉ノーマイカー通勤ウィークの参加事業者数の増加に向けたPRを行うとともに、マイカー通勤自粛や相乗り通勤を呼びかけます。また、公共交通を「乗って残す」ために利用促進の啓発を行います。 ※モビリティ・マネジメント：「過度に自動車に頼る状態」から「多様な交通手段を適度に利用する状態」への自発的な変化を促すコミュニケーション施策	交通政策課	5121	市街地へのマイカーの流入を抑制するため、効果的なTDM（交通需要マネジメント）施策について市民・事業者とともに検討します。	旧5123を統合	
		5132	公共交通機関の整備と確保・維持	交通空白地域・交通不便地域の解消を図るため、循環バスや乗合タクシー等の導入を検討します。また、市民の移動手段を確保するため、必要なバス路線の維持に努めるとともに、乗合タクシー等の運行を支援します。	交通政策課	5122	公共交通機関の利用促進を図るため、運行費補助などにより生活路線バスの維持・活性化を推進するとともに、コミュニティバスの導入やバスレーンの拡大などについて検討します。		
							5123	マイカー通勤自粛や相乗り通勤についてPRを行います。	新5131に統合
		5133	サイクル&ライドの促進	サイクル&ライド（自転車等から公共交通機関への乗継）を促進するため、駐輪場の整備などを進めます。	交通政策課	5124	駅前駐車場・駐輪場の整備などを進めます。		
							5125	エコドライブを推進します。	新5124に移動
		5134	事業者に対する情報提供の促進	事業者に対して、低公害車の導入促進や物流の合理化やモーダルシフトに対する情報提供などを行います。	環境政策課	5126	事業者による物流の合理化やモーダルシフトなどに対する情報提供を行います。		
		5135	交通渋滞の解消や沿道騒音防止の推進	交通渋滞の解消や沿道騒音防止のため、計画的な道路・バイパスの整備や違法駐車対策、駐車場の整備などを推進します。	道路課 都市計画課	5127	交通渋滞の解消や沿道騒音防止のため、計画的な道路・バイパスの整備や違法駐車対策、駐車場の整備などを推進します。		
		5136	市街地交通の円滑化の推進	まちづくりと一体となった中央通り歩行者優先道路などの整備を推進します。	交通政策課	5128	市街地交通の円滑化に向けて、まちづくりと一体となった中央通り歩行者優先道路などの整備を推進します。	旧5129を統合	
							5129	自転車の利用を促進します。	新5133に統合

第二次計画（事務局案）						後期計画（参考）		備考 （新規施策⇒設定理由） （他との統合施策⇒統合コード）	
基本目標	施策テーマ	主な取組	新コード	施策（事務局案）	施策の内容（事務局案）	担当課	旧コード	旧施策内容	
5・低炭素社会の構築	2 再生可能エネルギーの利活用	①住宅・事業所・公共施設への太陽光、水力、バイオマスなど再生可能エネルギーの導入	5211	住宅及び事業所に対する太陽光発電システムの普及促進	太陽光発電システムの普及のため、住宅や事業者に対して設置補助を行います。	環境政策課	5211	太陽光発電システムの普及のため、住宅に対する補助を継続するとともに、事業者に対する支援を検討します。	
			5212	公共施設に対する再生可能エネルギーの導入推進	公共施設においては、太陽光発電、中小水力発電、バイオマス熱利用等の再生可能エネルギーの積極的な導入を図ります。	環境政策課	5212	公共施設においては、太陽光発電、中小水力発電等の新エネルギーの積極的な導入を図ります。	
			5213	未利用の木質バイオマス資源の供給体制の整備及び需要拡大の推進	・果樹剪定枝などの未利用バイオマス資源を活用できるシステムによって、熱利用を促進します。 ・剪定枝、端材、間伐材等を利用した木質ペレット等の生産・供給、剪定枝等の新たな用途開拓といった展開を検討します。 ・協議会組織を活用してバイオマスエネルギーの利用促進を図ります。	環境政策課	5213	薪ストーブの燃料として、果樹剪定枝などの未利用バイオマス資源を活用できるシステムを構築することによって、薪ストーブの利用を促進します。	旧5214を統合
							5214	剪定枝、端材、間伐材等を利用した木質ペレットの生産・供給、剪定枝等の新たな用途開拓といった展開を検討します。	新5213に統合
							5215	下水道汚泥などの新エネルギーとしての利活用について検討します。	削除
			5214	廃棄物発電・熱利用の推進	市内に建設が予定されているごみ焼却施設に廃棄物発電・熱利用システムを導入し、廃棄物エネルギーの活用を図ります。	生活環境課	5221	市内に建設が予定されている清掃センターに廃棄物発電・熱利用システムを導入し、廃棄物エネルギーの活用を図ります。	
			5216	防災拠点への再生可能エネルギーの導入検討	太陽光発電システムや太陽熱利用システム、小型風力発電、蓄電池など災害時の緊急電源となり得るシステムを、各種学校等の防災拠点として想定している施設への積極的な導入を検討します。	危機管理防災課 公園緑地課 環境政策課 教育委員会総務課	新規		防災拠点において、独立型の電源は重要であり、再生可能エネルギーの導入促進の1つの視点として追加
		②再生可能エネルギーシステムの構築普及促進のシ	5231	再生可能エネルギーの普及啓発の推進	・再生可能エネルギーに関する情報を提供し、導入に向けた普及啓発に努めます。 ・再生可能エネルギーに取り組む市民や事業者の認定・表彰制度の導入を検討します。	環境政策課	5231	新エネルギーに関する情報を提供し、普及啓発に努めます。	旧5232を統合
							5232	新エネルギーに取り組む市民や事業者の認定・表彰制度の導入を検討します。	新5231に統合
			5232	市民出資型の太陽光発電の導入促進	ながのエコシティプロジェクト推進協議会を中心に、市民・事業者とのパートナーシップにより太陽光発電の導入システムを推進します。	環境政策課	5233	市民・事業者とのパートナーシップによる太陽光発電の導入システムを検討します。	
	3 活用した市場減室削減効果	①地域間、企業間等の温室効果ガス削減による削減	5233	公共施設における光熱費削減分の活用方法の検討	公共施設での光熱費削減分を新エネルギー普及のための資金として活用する仕組みを作ります。	環境政策課	5234	公共施設での光熱費削減分を新エネルギー普及のための資金として、新エネルギー機器の導入や、教育現場で利用する環境・エネルギー教材購入に活用することを検討します。	
			5234	企業間の排出量取引やオフセット制度等の活用	市内の企業を対象に、既存のカーボンオフセット制度や、将来的な排出量取引制度などについて、情報提供を行うとともに、参入を支援します。	環境政策課 商工振興課	新規		産業と環境の好循環を実現するため、企業の環境活動への参入を後押しすることが重要と考えられるため、新規施策として追加
			5235	市外の他地域との協働による温室効果ガスの削減の検討	地域間オフセット等、長野市以外の地域（特に都市部）と連携し、温室効果ガスを削減することを検討します。	環境政策課	新規		東京都等の都市部において、地域間連携に対する要望は強く、将来的な取組としては有望と考えられるため、新規施策として追加
			6111	「アジェンダ21ながのー環境行動計画ー」のプロジェクトの推進	「ながの環境パートナーシップ会議」による、「アジェンダ21ながのー環境行動計画ー」のプロジェクトを推進します。	環境政策課	6111	「ながの環境パートナーシップ会議」の組織を整備し、「アジェンダ21ながのー環境行動計画ー」のプロジェクトを推進します。	
6・市民・事業者・行政の連携強化と人づ	1 市民、事業者、行政の協働の仕組み	①各主体の環境保全に向けた取り組みと協働体制の整備	6112	NPO、事業者、地域などへの支援及び協働体制の整備	・NPO、事業者、地域などの環境保全を推進する団体・組織の活動を支援します。 ・各主体が協働するための体制を整備します。	環境政策課	6112	各主体の環境保全のための組織・ネットワークづくりや自主的活動を推進・支援するとともに、協働体制を整備します。	旧6113を統合
							6113	NPO、事業者、地域などの環境保全を推進する団体・組織の活動を支援します。	新6112に統合
							6114	環境の保全と創造に向けて一斉に取り組む日（「ながの環境の日（仮称）」）の設定を検討します。	削除
							6115	学校・家庭・中小規模事業所向けの環境マネジメントシステムの導入について、普及・啓発を図ります。	新6113に統合
			6113	企業の環境保全活動への支援	・環境マネジメントシステムに関する情報の提供及び導入支援を行います。 ・企業が、地域貢献活動やビジネスとして環境保全活動に取り組むために必要な情報を提供します。	環境政策課 商工振興課	新規		旧6115を統合 産業と環境の好循環を実現するため、企業の環境活動への参入を後押しすることが重要と考えられるため、新規施策として追加

第二次計画（事務局案）							後期計画（参考）		備考 （新規施策⇒設定理由） （他との統合施策⇒統合コード）	
基本 目標	施策 テーマ	主な取組	新コード	施策 （事務局案）	施策の内容 （事務局案）	担当課	旧コード	旧施策内容		
6・市民・事業者・行政の連携強化と人づくりの推進	1 行政の協働の仕組みづくり	②環境に関する情報提供の体制整備	6121	環境情報の把握・集約と市民等への提供	・市の環境の現況、施策の取り組みの状況や、環境の基礎的情報など、取り組みの支援につながる情報の収集・提供の体制を整備します。 ・体系的な環境情報データベースや環境情報システムの整備を推進し、環境学習コーナーを積極的に活用します。	環境政策課	6121	市の環境の現況、施策の取り組みの状況や、環境の基礎的情報など、取り組みの支援につながる情報の収集・提供の体制を整備します。	旧6123を統合	
			6122	市民の環境意識の把握	みどりののはがきやまちづくりアンケートによる意識調査を行うとともに、インターネットによる市民などの要望・提案の施策への反映や地域情報の収集を推進します。	広報広聴課 環境政策課	6122	みどりののはがきやまちづくりアンケートによる意識調査を行うとともに、インターネットによる市民などの要望・提案の施策への反映や地域情報の収集を推進します。		
								6123	体系的な環境情報データベースや環境情報システムの整備を推進し、環境学習コーナーを積極的に活用します。	新6121に統合
								6124	事業者の環境監視情報提供システムの導入を検討します。	削除
	2 環境教育及び環境学習の推進	①環境教育・環境学習プログラムとその活用と環境教育の場の整備	6211	小中学校等における環境教育・環境学習の推進	・小中学校等における環境教育・環境学習の体系的な指導を推進します。 ・小中学校での体験的環境学習を推進します。 ・子どもたちが環境について考え発表する機会として「長野市環境こどもサミット」を開催します。	環境政策課	6211	環境教育・環境学習の体系的な指導を推進します。	旧6214を統合	
			6212	市民を対象とした環境教育・環境学習の推進	・市民を対象として、幅広い分野での継続的な提供を推進していきます。 ・自然とのふれあいや体験学習の場・機会の整備・提供を推進します。その一環として、各種環境観察会を充実するとともに環境学習の拠点の整備をします。	環境政策課	6212	自然とのふれあいや体験学習の場・機会の整備・提供を推進します。その一環として、各種環境観察会を充実するとともに環境学習の拠点の整備をします。	旧6213を統合	
								6213	学校教育や地域などでの幅広い分野での継続的な環境教育・環境学習の機会を、様々な場面で提供していきます。	新6212に統合
								6214	小中学校での体験的環境学習を推進するとともに、子どもたちの視点で環境について考え、発表する機会として「長野市環境こども会議」を開催します。	新6211に統合
			6213	こどもエコクラブ等の活動支援	こどもエコクラブや小学校単位で設立している「みどりの少年団」の活動を支援します。	環境政策課 森林整備課	6215	こどもエコクラブや小学校単位で設立している「みどりの少年団」の活動を支援します。		
			6214	小中学校への学校EMSの導入推進	小中学校に環境マネジメントシステム（通称：学校版EMS）を導入します。	環境政策課	6216	小中学校への環境マネジメントシステム（通称：学校版ISO）の導入を検討します。		
			6215	環境情報の発信拠点の充実	環境情報を発信するための拠点として、環境学習コーナーの充実を図ります。	環境政策課	6217	環境情報を発信するための拠点の設置を検討します。		
			6216	市民参加型環境調査の推進	市民が簡易に行える環境の測定や調査の機会を充実します。	環境政策課	6218	市民が簡易に行える環境の測定や調査の機会を充実します。		
			6221	地域における継続的な環境学習を推進するための体制の検討	専門的知識を有する人やボランティア、環境保全団体などと連携しながら、地域における環境学習のリーダーの育成と継続的な活動を行うための体制づくりを進めます。	環境政策課	6221	専門的知識を有する人やボランティア、環境保全団体などと連携しながら、地域における環境学習のリーダーの育成と継続的な活動を行うための体制づくりを進めます。		